

佐賀県告示第二百九十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により平成二十四年十月三十日付けで佐賀中部広域連合規約の変更を許可した。

平成二十四年十一月六日

佐賀県知事 古川 康